

住宅改修における留意点について

1 事前届出について

(1) 住宅改修が必要な理由書

原則、申請者のケアプランを作成する担当の介護支援専門員又は地域包括支援センターの職員（以下「担当介護支援専門員等」という。）が作成してください。

パソコンで作成する場合は、作成者の名前の横に押印してください。自署の場合は、押印不要です。

なお、担当介護支援専門員以外に作業療法士、看護師、介護福祉士、増改築相談員、一級建築士、福祉住環境コーディネーター２級以上の方については、理由書の作成を認めています。

この場合、担当介護支援専門員等と十分に連携を図る必要がありますので、担当介護支援専門員等が理由書を確認し、欄外のスペースなどに次の事項を記載してください。

- ・ 担当介護支援専門員等が従事する事業所の名称（居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所又は地域包括支援センター）
- ・ 担当介護支援専門員等の名前（パソコンで作成する場合は、名前の横に押印してください。自署の場合は、押印不要です。）
- ・ 現地及び書類の確認日
（例：2026/4/1 同行訪問、2026/4/2 理由書確認）

また、内容については、漠然と必要だからというのではなく、申請者の心身の状況や、日常生活上の動線、住宅の状況などを総合的に勘案して、必要な理由を記載してください。

(2) 添付書類

着工前の写真は、必ず日付を入れ、改修箇所の全景が写るように撮影してください。一枚に全景が写らない場合は、複数枚を撮影し、全景が分かるようにしてください。（申請日の３ヶ月以内に撮影した写真を使用してください。）

完成予定図は、着工前の写真と同じものを使用し、正確に図示してください。なお、図示されたものと異なる場合や、写真にない範囲まで工事を行った場合

は、事前届出がなかったものとして、支給対象となりません。

段差解消工事を行う場合は、段差部分にスケール（メジャー）を当てて撮影し、何センチの段差が分かるようにしてください。また、廊下のかさ上げなどの場合は、出入り口の段差全てを同様に撮影してください。

申請者の移動経路において改修を行う場合（例：寝室から玄関までの移動経路の複数箇所に手すりを取り付ける場合）は、改修箇所及び改修内容を記載した平面図などを必ず添付してください。

便器等の取替え、床材変更の場合、カタログの添付を求めることがあります。

見積もりは、必要に応じて、複数の住宅改修の業者から取るようにし、比較検討してください。また、工事費見積書は福山市が掲示している標準様式を使用してください。ただし、福山市の標準様式と同等の項目が確認できると福山市が判断した場合に限り、その他の様式でも受付します。

(3) 入院（所）中の取扱い

入院（所）中の改修は、支給対象となりません。ただし、退院（所）後に在宅での生活を行うため、あらかじめ改修する必要がある場合に限り、確定した退院（所）日の1週間前を限度に事前届出を行ってください。工事完了まで長期の日数を有する等により、1週間より前に審査が必要な場合は、事前届出提出時にご相談ください。

申請者の心身の状態に合った改修とするため、一時帰宅などにより本人の立会いのもとで内容を決定するよう努めてください。

なお、改修後の支給申請時に、退院（所）日を確認しますので、退院（所）日を把握するようにしてください。

(4) 審査期間

審査期間は、事前届出提出の翌日から1週間程度となります。内容によっては、それ以上に審査に時間を要する場合があります。1週間を超える場合は、別途連絡します。承認まで時間を要するようになるため、着工予定日に工事が行えるよう余裕をもって申請をしてください。

入院（所）・退院（所）が急遽決定した等、着工を急ぐ必要がある場合は、事前届出提出時にご相談ください。

(5) 承認通知書について

承認通知書は、原則、被保険者住所（又は異送付先住所）へ送付します。し

かし、被保険者本人が入院中で自宅での受取が困難など、特段の事情がある場合にはご相談ください。

(6) 着工日

承認通知書記載の決定年月日以降、3か月以内に着工してください。この期間を超過する場合は、改めて申請内容を確認し、再提出してください。受付日以前に着工している場合は、介護保険対象工事となりませんので、必ず承認通知書を確認した上で、着工してください。

着工予定日は、申請日を含まず、6開庁日以後としてください。

(着工予定日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
申請日	1 開庁日後 ←	2 開庁日後	3 開庁日後	4 開庁日後	(休)	(休)	5 開庁日後 →	6 開庁日後 →
			申請書提出者に不備等連絡					着工予定日

2 事前届出後の変更について

原則、変更は受け付けません。ただし、手すり取付時の下地などにより、やむを得ず変更が必要な場合は、その内容により変更を受付けます。

必ず変更する前に、担当介護支援専門員等が介護保険課（☎084 - 928 - 1166）に連絡してください。連絡なく変更を行った場合、支給対象となりませんので、変更にあたっては、その必要性を十分に検討して決定してください。工事内容の変更により、見積金額が変更となる場合や提出している事前届出の写真に工事箇所が写っていない場合は、工事前に見積書や写真の出し直しが必要となります。

事前届出と異なる工事が行われる、又は変更が生じる原因としては、

- ・ 担当介護支援専門員等、本人（家族）及び施工業者の三者で会しての話合いが行われていない
- ・ 工事箇所だけを指示し、具体的な工事内容は施工業者が決定している
- ・ 介護支援専門員等が工事内容を十分に把握していない

などといった状況がありますので、ご注意ください。

また、事前届出と異なる工事が行われるのは、本人（家族）からの申出によるものが多く、あらかじめ本人（家族）に対しても、変更時の取扱いについて、十分に説明してください。

なお、手すりの取付けの場合、その取り付ける位置が 10cm 以内の変更であれば、介護保険課への連絡は不要とします。

3 領収証について

申請者の本人名義以外は、支給対象となりませんので、必ず、申請者（被保険者本人）の名義としてください。

「償還払い」と「受領委任払い」、どちらを選択するかによって、領収証の記載の方法が変わりますので、介護保険住宅改修費領収証の記載例を参考としてください。